



裁判所組織と刑事司法：キャリア研究とその限界を軸に

馬場, 健一

(Citation)

社会のなかの刑事司法と犯罪者:319-329

(Issue Date)

2007-09

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008179>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



裁判所組織と刑事司法

キャリア研究とその限界を軸に

馬場健一

I 裁判官の執務環境としての裁判所組織

裁判官の裁判権は、規範的には「良心に従ひ独立して」行使され、「憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法76条3項）べきものであるが、社会的事実としては、あらゆる社会的行為がそうであるように、各種社会関係や組織構造、権力作用の中であって、それらの影響を陰に陽に受けつつ実現されるものである。裁判作用をそうした社会的相互作用の産物としてみる社会学的視線はしかし、裁判官の独立という規範的概念を「高貴な嘘」として退けるシニシズムを意味するものではなく、またそうであってはならない。裁判官が置かれる社会関係を怜愍に認識するリアリズムは、裁判官の独立原則という、自由な社会に不可欠な法原理が直面せねばならない社会的障壁を具体的に現前させ、同時にそれに対抗する戦略を切り開くもの——少なくともそれを展望させるもの——でもありうる。司法の現実を描写する法社会学的営為は、独立原則の規範性・抗事実性を、その現実の姿を見据えつつ鍛えるための映し鏡である。

裁判官の職務環境である裁判所組織は、そうした社会関係・組織構造の第一に挙げられるべきものであろう。裁判官の職務に影響を与える組織的要因としては、裁判所予算、人員といった資源問題も重要であり、日本ではその貧困が裁判官の過剰負担を引き起こしているとは、つとに指摘されるところである。しかしながら独立原則との関係で法社会学者のみならず他の法学者や実務家の関心をも惹いてきた日本の裁判組織のありようの筆頭は、いうまでもなく裁判

官の内部統制の問題、いわゆる司法官僚制問題である。エリート裁判官が早期に選拔され、彼らが司法行政の中枢をつかさどり強大な人事権限を行使する一方で、現場の裁判官は最高裁事務総局を核とした強固で精緻な官僚機構の中であって、本来もつべき独立と自由とを十分享受しているとはいいがたく、またそれは実際の裁判運営や判決行動の中にも影響している、とするのが議論の基本線であろう。違憲判決や最高裁への批判的姿勢、青法協加入等を理由とした差別人事、その他直接間接のさまざまな巧妙な管理統制機構、判検交流、世間と隔絶した内向きの裁判官の日常生活等々、多岐にわたる論点につき多くが語られてきた。また歴史的には1970年前後の「司法の危機」の時期がもった役割が決定的であったといわれる⁽¹⁾。そうした批判に対して、当の最高裁側は長年歯牙にもかけない態度であったが、近年の司法改革論議においては、「客観性」「透明性」を軸とした一定の改革のメスが、その評価はともかく、入れられることになったことは周知のとおりである⁽²⁾。

ただし、これら諸論点に関する事例報告やルポルタージュ等には事欠かないものの、データを踏まえた実証的な検討となるとそれほど多くはない。エリート裁判官の経歴や逆にいわゆる左遷人事の実態を跡づけたものやそれらと判決行動との関係⁽³⁾を考察するもの、転勤における任地の偏向を集合的に検討した⁽⁴⁾もの、元裁判官との面接記録⁽⁵⁾、裁判所の組織文化についての参与観察の報告⁽⁶⁾などが散見される程度である。その中で方法論的にもデータの解釈の点においても最もシステマティックな分析を提供しているのが、ラムザイヤーらの手による研究⁽⁷⁾であろう。ラムザイヤーとラスムセンの1998年の邦訳論文⁽⁸⁾では、1961年から65年までに任官した276名の裁判官の経歴データを数値化し統計的処理を加えることで、エリート裁判官の東京・大阪集中、高齢採用者が処遇において不利であること、若い東大京大卒業者は初任ポストにおいては有利であるが、学歴はその後重要性を失うこと、判決の質的量的生産性はキャリアと有意に相関していること、さらに青法協所属や戸別訪問禁止規定違憲判決に代表されるような政府側敗訴判決はやはりキャリアに跳ね返ることなどを、論証している。そしてこうした政治的論点に関して筆者は、「日本の裁判官たち(は)、長く政権党であった自由民主党に有利なように判決を下すインセンティブに直面せざるをえなかった」、「自民党は、あからさまな介入によることなく、その政治的目的を達⁽⁹⁾することが出来た」と結論する。

ただし、これらの知見は興味深くまたインパクトもあるものの、いかんせん

裁判官の独立原則に緊張関係をもたらす一般的要因に関するものであって、裁判所組織のありようと刑事司法、刑事裁判官の職権行使との関係という本稿に求められたテーマに限られる問題ではない。それゆえ、そうした一般的論点に取まらない刑事司法に固有の論点や視点があるならばそれを次に考えてみる必要がある。司法官僚制問題についての実証研究自体多くない状況の中において、幸い上記論考の問題意識と方法とをさらに発展させたラムザイヤー＝ラスムセンの最近の共著には、そうした刑事司法に固有の問題設定と分析を行った章が含まれている。そこで以下、そこでの知見を紹介しつつ、問題の所在を探ってゆきたい。

Ⅱ 無罪判決と裁判官経歴——ラムザイヤーらの実証研究

行政事件で政府側敗訴判決を出した裁判官が、その後のキャリアに不利益を課せられる傾向があるとすれば、同じ傾向は刑事判決においても現れうると考える余地がある。なぜなら刑事裁判とは、公益の代表者であり刑罰権の発動主体たる国家を代表する検察官対私人たる被告人との争いであり、検察官に不利な判決はそれゆえ行政事件における国側・政府側に不利な判決と類似の性質をもつものと評価しうるからである。無罪判決は検察の面目を失わせ（特に無罪率のきわめて低い日本のようなシステムのもとでは一層然りであろう）、また一般的に寛刑傾向のある裁判官や令状却下率や保釈率の高い裁判官は、「人権派」「革新派」と目され、また犯罪抑止・秩序維持・厳罰主義を重視する傾向のある政府与党の政策とも齟齬をきたすものであるともいえる。それゆえいずれも人事権者から否定的に評価される危険性があるかもしれない。逆に判決行動等に厳罰傾向、秩序重視傾向、検察側主張を容れる傾向のある裁判官は、その後のキャリアに有利な扱いを受けているかもしれない。他方事態はそれほど単純ではないかもしれない。なぜなら政府の個々の政策の是非や国の具体的な責任が直接問われる行政事件とは異なり、無罪判決や寛刑判決等は直接政府の政策を左右するものではなく、国民の強い関心を惹く特殊な事件を除けば社会的インパクトもそれほど大きいとはいえず、それゆえ政府与党の関心を常に惹くとは限らない。また無罪判決等といっても個々に個性があり、司法行政当局にしても、単純に有罪無罪といった結論のみを問題とするのではなく、そこにいたる理由や法技術的洗練度、先例との合致度などを評価基準とするの

かもしれない。いずれにせよこれらは実証に開かれた問題である。

ラムザイヤー＝ラスムセンの研究はこのうち、無罪判決とその後の担当裁判官のキャリアとの関係、すなわち無罪判決がその後の不利益処遇につながりうるかどうかについて検討したものである。なおラムザイヤーらの議論は、日本での有罪率の高さの原因といったより一般的な論点にも踏み込んでいるが、ここでは不利益処遇の有無に論点を絞って紹介する⁽¹⁰⁾

ラムザイヤーらは、『判例体系』データベース（第一法規）に登載された1976年および1979年の地裁刑事判決とその担当裁判官のうち、当該判決の担当が着任後1年以上の場合に限るなど一部を除外し、424件を分析対象とする。これら判決を有罪判決と無罪判決（一部無罪を含む）に分け、また無罪判決については合議事件と単独事件とを区別する。また有罪無罪いずれであれ上訴のあったものについては、高裁で原審の判断が維持されたか覆されたかにも着目する。次に対象裁判官の判決後10年間の配置ポストをその良し悪し（行政職に就いたか地方支部勤務か等）に応じて数値化し従属変数とする。こうして両者の関係を検討することで、無罪判決を出した裁判官が、それによって不利益を受けているかどうかを判定しようというわけである。なお容易に理解されるように、特定ポストへの配置は多様な要因によって決まるものであって、無罪判決だけで決せられうるわけではないから、ポスト配置に相関する可能性のある他の諸変数を数値化したものと併せて多変量解析を行い、これら他の変数（統制変数）の影響をも考慮することで、それらに還元されえない無罪判決の固有の効果を析出する必要がある。ラムザイヤーはこうした統制変数として、①従前のポストの良し悪し、②勤続年数、③想定される司法試験受験回数、④出身大学、⑤初任地（東京地裁か否か）、⑥上記データベースに登載された年平均判決数、⑦1969年における青法協加入の有無、を選んでいる⁽¹¹⁾。

分析結果は以下のとおりである。まず統制変数と後のポストとの関係であるが、有意性に高低はあるものの、良いポストへの配置と相関すると思われるものは①②③であり、従前に既に良いポストに就いており、勤続年数が長く、司法試験合格が早い者ほど、その後も行政職などよいポストに就いていく傾向が出た。他方悪いポストへの配置と有意に相関するものは①②⑤⑦であり、従前のポストが既に悪い場合、勤続年数が短い場合、初任地が東京地裁以外の場合、青法協加入の場合に、支部勤務等となりやすい傾向が出た。なお学歴と判決の生産性は、ポスト配置とは有意な相関が見られない。総じてキャリアシス

テムの一般的傾向を示しており、青法協加入が不利に働くことや学閥が問題とならないことなど、従前の筆者らの議論とほぼ一致するものとされている。

その上で肝心の無罪判決との関係であるが、無罪判決に関わった裁判官全てについて検討してみると、それほど有意な結果は出ないものの、単独事件において無罪判決を出した者に着目してみると、判決後のポストの低さと有意に相関が出ている。次に上訴審における判決の変更との関係では、高裁で無罪が覆えられた裁判官は不利益を受けており、逆に原審で自らは有罪判決を出したものの高裁で無罪に変更された裁判官にはそのような傾向は出ないという結果となった。すなわち無罪判決が一律に不利益につながるわけではなく、上訴でも無罪が維持されたか上訴されずに確定した合議事件の裁判官は不利益を受けないものの、単独事件で無罪を出した者と、単独・合議を通じて無罪が後に覆えられた者は、統計的にいって後に不利な扱いを受けているといえるのである。

問題はその原因は何かということである。該当する単独審の無罪事例は18件(裁判官18人)、後に有罪に変わった無罪事例は6件(同11人)(うち3件3人重複)と少ないため、この点につき筆者は個々の事例を具体的に検討することで結論を出している。これら裁判官が現実的に判決後に経験した不利益ポストの得点値と、該当無罪判決がなかったと仮定した場合に統計的に算出される不利益ポストの予測得点値とを比較してみると、これら裁判官が一律に現実値が予測値を上回っているわけではなく、そうした傾向がある(すなわち当該無罪判決が不利益につながったといえる)事例は、戸別訪問禁止違憲判決や労働争議行為関連の刑事事件、デモ規制等といった、事件の性質上政治性が問われ、それゆえ裁判官の処遇に直結しうる事件か、証拠排除法則や時効、責任能力や過失の認定といった法技術の評価の問題に還元される事件であり、いずれもそれらは独立に人事評価の基準となるもので、ゆえに不利益処遇は無罪判決を出したゆえの効果とはいえない。すなわち一見無罪判決の効果のように見える不利益処遇は、「古典的な隠れた変数問題(classic omitted-variable problem)」(121頁)であり、政府与党の意向に反する判決を出したがゆえの問題、あるいは人事当局が認めない法解釈を行ったがゆえの問題であり、それゆえの処遇であって、無罪判決それ自体は不利益処遇を帰結するものとはいえないとするのが筆者らの結論である。

Ⅲ 刑事司法と内部統制

ラムザイヤーらのこの研究は、結論的にやや肩すかしの感はあるものの、日本の裁判所の人事評価実態をある程度知る者の常識的な理解には沿ったものといえそうである。政治的に微妙な事件の処理を「間違え」たり、人事権者が認めない法技術・法解釈を採用したりという〈地雷〉さえ踏まなければ、無罪判決は、たとえそれが検察という政府機関を敗訴させるものであって、また日本では滅多に出されないものであるといっても、否定的評価と不利益にはつながらず、またこうした地雷の存在も刑事裁判に限ったことではない、ということである。無罪だからけしからんというような単純で乱暴な評価はされないというのはいわば当たり前のことであり、他方でこうした地雷の存在についても周知のことともいえるが、やはりデータに基づいてそれなりに説得的で一貫した論証を提示していることは評価すべきであろう。判決行動と裁判官キャリアとの関係を探るラムザイヤーの研究方向は、「人事問題」と「適材適所論」を盾とする事務総局の人事政策の秘密のベールを実証科学の手法ではぎ取ろうと試みるものであるといえ、こうした研究はラムザイヤーらの主観的意図を超えて批判性をもつ。

他方彼らの研究は、あくまで1970年代後半の特定時期の無罪判決とその後の不利益処遇との関係を考察したものであって、射程がかなり限られたものであることは留意されるべきであろう。分析対象についていえば、寛刑傾向・厳罰傾向の有無や令状却下率や保釈率によっても問題を捉えてみる必要があるかもしれない。また司法の危機の時期を経て、事件の政治性に特に敏感にならざるをえなかった70年代という時代背景を越えて、彼らの議論がどこまで一般化できるかについても、留保が必要かもしれない。さらにまた彼らの検討は、判決と不利益処遇との関係を問うものであって、特定の刑事司法における判断が、その後のキャリアに有利な扱いをもたらすかどうかという逆方向の検討には向かっていない。それゆえ今後はその問題提起と分析手法を参照しつつ、より広くまた厳密に検証を進めていくことが必要かもしれない。

他方でこうした分析には、内在的な限界が存在することも否定できない。そもそもこうした分析から析出される裁判官の各種評価基準については、裁判所の内部では半ば常識知として共有されているものを、計量的手法によって数字

で確認するという程度の意味しか持たないともいえる。それは多くの場合発見的であるよりは確認的であって、「えっ！」ではなく「やはり！」の問題なのである。差別人事の実態ですら、数字で実証されることはそれなりに衝撃的ではあれ、結論的に意外なことは何もないともいえるのであって、ましてや裁判官の評価基準については、「そんなものだろう」という受け止めで終わりかねない。また仮に近年のデータを用いた同様の分析によって、過去に見られた特定判決を理由としたあからさまな不利益処遇が影を潜めていることが示されたとしても、最高裁事務総局が転勤先の決定など人事権を実質的に掌握している事態は、司法改革を経た現在も大きくは変わっていない以上、構造的な問題性は何ら変わっていないともいえる。裁判官経歴研究はそれゆえ、司法官僚制問題についての社会科学的研究のあくまで一アプローチにすぎないことがあらためて銘記されるべきであろう。

Ⅳ 福岡事件にみる裁判所組織の構造問題——結びにかえて

刑事判決行動も含めた裁判官経歴研究は、キャリアシステム下における当局の人事政策の一端を示すものとはいえ、裁判官の独立を危うくする構造的要因、内部統制要因は人事当局の圧力だけではない。そうした権力資源の活用による統制可能性と同様に、あるいはそれ以上に重大な影響を裁判官の判決行動にもたらしうるのが、裁判官がより日常的に直面する組織の構造・文化・体質の問題であろう。裁判官の日々の勤務を取り囲む職場の空気、人間関係、情報網・連絡体制、微細な各種のルールや報告事務、実務研修や会議、また有形無形の期待や批判、語弊を恐れずにいえばそうした諸々が構成する「監視の体系」もまたキャリア裁判官を鋳型にはめる社会的装置を構成する。裁判官の独立という規範的要請に抵触しかねない危険性は、より目に触れにくく対処しにくい、こうしたマイクロな関係性にこそより深刻なかたちで胚胎しているともいえる。いわば「自己の意思を他者に貫徹させる可能性」というマックス＝ウェーバーのマクロな権力論の視点から、「主体や身体を構築する不可視ながら遍在するマイクロな網の目」というミシェル＝フーコーの権力論の視点への移動の必要性とでもいえようか。

そうした組織の現実、余りに常態であるがゆえに、かえってその問題性をそれと分かるかたちで外部に表出することは希である。しかし時にその日常の

支配構造が揺るがされるような事件——小は世間を騒がせる裁判官のスキャンダルから大は司法制度改革の動きに至るまで——などを機縁として、裁判所組織はその体質を目に見えるかたちで露呈させる。地震波によって地球の内部構造が示されるように、非日常的な事件が組織体質をあぶり出すのである。例えば現職高裁判事の妻の犯罪嫌疑に端を発した、いわゆる福岡捜査情報漏洩事件などはその好例であろう。本事件についての最高裁報告書⁽¹³⁾によれば、担当事務官から関係記録を受け取り、被疑者が判事の妻であることに気づいておそらくは驚愕したであろう「B書記官」は、本件を自己が補助すべき令状担当の「E簡裁判事」にではなく、「直ちに令状と記録を持参の上」、組織上の上司の刑事首席書記官に「報告」している。この首席は次に「令状の原稿と記録をB書記官から預かり」、やはりE判事にではなく行政職の地裁事務局長と地裁首席裁判官に連絡を入れる。次にこの上席が「当日の令状担当のE簡裁判事を呼び」、当の高裁判事と「交際がないかどうかを確認し」、「E簡裁判事に対し、令状審査に当たり秘密保持に努め、本件について決して口外することのないよう、嚴重に要請」している。次にE簡裁判事は令状を作成した旨を首席書記官に伝え、記録と令状を渡してしまう。ついでこの首席書記官は、「B書記官に記録全部と令状のコピー各1部を取るように指示」し、B書記官は「人目を避け、総務課内で約1時間をかけて一人で記録と令状のコピーを各1部作成」する。地裁事務局長は「さらにコピー2部の作成を」依頼し、うち一部を地裁所長に渡した上、高裁事務局長にコピー1部を持参して報告。後、この高裁事務局長は、福岡高裁長官に報告。さらに地裁事務局長、地裁所長は高裁長官と会合をもち、同日夜には地裁事務局長が、最高裁人事局任用課長に電話報告。この任用課長が最高裁人事局長に報告し、その指示を地裁事務局長に伝えている。他方で地裁事務局長と首席書記官は、「今後の情報管理について協議」し、地裁首席裁判官は、令状委員長である刑事部判事に事情を説明。翌朝地裁首席書記官は「令状係のC主任書記官とD書記官に、爾後この関係の令状請求があった場合には自分に報告すること」および秘密保持について指示し、その旨をまた上席裁判官に報告。同時期に高裁長官は、「場合によっては不測の事態に発展して」当の高裁判事の「職務にも影響しかねないと考え」、高裁局長を通じて同判事の属する高裁第2刑事部部総括判事に経緯を説明し、「密かに」判事の「動静を観察するよう伝えた」とのこと。以後令状請求ごとの高裁までの情報伝達は、同様に4回にわたって繰り返される。

ここには異常事態に直面した官僚機構の中枢を衝撃が駆け上っていく様子とそれに対する反応とがありありと示されている⁽¹⁴⁾。またここでの令状実務の実態も、独立した裁判作用というより組織的業務の様相を呈しており、担当令状裁判官の職務は官僚機構の末端公務員のそれを彷彿させる⁽¹⁵⁾。なおこの報告書で最高裁は、コピーを取ったことは問題だが、こうした情報伝達自体は「司法行政上の措置」の必要から「許容される」とし、他方で令状担当裁判官の判断抜きに情報伝達されたことに対しては、「裁判部門から司法行政部門に裁判情報を伝えるかどうかの判断に際しては、原則的に当該令状事務を担当した裁判官の判断を経るものとする⁽¹⁶⁾ことも考えられるところである」とするにとどまる⁽¹⁷⁾。後に出された福岡地裁所長の分限裁判の判決文が本報告書の引き写しだったことと併せ、裁判所組織の病理の実態を示す格好の質的データを提供しているものといえよう。

司法組織のこうした側面のリアルな実態認識を踏まえてこそ、計量研究による裁判官の経歴研究にも厚みが与えられるものというべきであろう。

- (1) とりあえず、潮見俊隆『司法の法社会学』〔勁草書房、1982年〕および渡部保夫＝宮澤節生＝木佐茂男＝吉野正三郎＝佐藤鉄男『テキストブック現代司法〔第4版〕』〔日本評論社、2000年〕37頁～87頁、93頁～112頁参照。また最近のまとまった著作として、萩谷昌志編著『日本の裁判所——司法行政の歴史的研究』〔晃洋書房、2004年〕と西川伸一『日本司法の逆説』〔五月書房、2005年〕がある。
- (2) 今期司法制度改革における裁判官制度改革の進展につき、伊藤真「裁判官制度の改革」ジュリスト1264号〔2004年〕32頁～40頁、「座談会／新しい法曹制度と司法社会における役割」同1272号〔2004年〕6頁～26頁、笠井正俊「裁判官制度改革の理論的評価と今後の課題」同41頁～47頁、小池裕「裁判官制度改革の運用状況について」同48頁～55頁、「特集／裁判官制度改革」自由と正義55巻5号〔2004年〕14頁～42頁、日弁連司法改革実現本部編『司法改革——市民のための司法をめざして』〔日本評論社、2005年〕109頁～153頁、飯考行「裁判官制度改革の理念と実像」司法改革調査室報5号〔2005年〕11頁～12頁、馬場健一「裁判官制度改革の到達点」法律時報77巻8号〔2005年〕51頁～55頁、「特集／下級裁判所裁判官指名諮問委員会発足後の三年間を振り返って」自由と正義57巻10号〔2006年〕65頁～91頁などを参照。
- (3) 宮本康昭＝塩谷国昭「裁判官の処遇についての研究」法学セミナー増刊『現代の裁判』〔日本評論社、1984年〕292頁～302頁、阪口徳雄「裁判官に対する任

- 地・役職・給与差別等の不公正人事の実態について」法と民主主義229号〔1988年〕37頁～40頁、神戸大学・宮澤節生ゼミ「司法人事の動向」法学セミナー418号〔1989年〕63頁～67頁、塚原英治「裁判官経歴と裁判行動」法律時報62巻9号〔1990年〕26頁～30頁、塩谷国昭「裁判官の処遇についての再論」法律時報63巻1号59頁～69頁〔1991年〕、櫻村志郎「労働事件における裁判官の経歴と判決」神戸法学雑誌41巻1号〔1991年〕206頁～325頁。なお宮澤節生『法過程のリアリティ』（信山社、1994年）第4部も参照。
- (4) 小林克美「転勤稼業の不安を解消するために」日本裁判官ネットワーク『裁判官は訴える！』（講談社、1999年）73頁～89頁。
- (5) 宮澤節生（編）「司法行政に対する元裁判官の認識と評価(1)」神戸法学雑誌42巻2号〔1992年〕323頁～393頁。
- (6) 判事補研修の実態について、浅見宣義「21世紀の裁判官を育てるために(上)(下)」判例時報1462号〔1993年〕15頁～26頁、1463号〔1993年〕13頁～24頁。官僚組織の体質を直接に問う、同「裁判所の組織、組織文化の改革のために(上)(下)」同1465号〔1993年〕28頁～37頁、1466号〔1993年〕13頁～22頁。
- (7) その嚆矢として、M・ラムザイヤー＝F・ローゼンブルース（加藤寛監訳）『日本政治の経済学』（弘文堂、1995年）8章～9章。
- (8) J・M・ラムザイヤー＝E・B・ラスムセン（河野勝訳）「日本における司法の独立を検証する」レヴァイアサン22号〔1998年〕116頁～149頁。
- (9) ラムザイヤー＝ラスムセン・前掲注(8)論文117頁。なおラムザイヤーらは同時に、「我々は、日本の裁判所は、たとえばアメリカの裁判所とくらべて、その独立性がより低いなどと主張しようとしているのではない」、「日本のシステムとアメリカのシステムとをくらべ、どちらがよいか、どちらがより民主的か、などと判断を下すつもりはない」とも述べる。というのは「アメリカにおいては、任命後に裁判官たちの行動に罰則をくわえることができないので」その任命に「政治的忠誠心」が求められ「政治問題化する」のに対し、「日本においては、そうした罰則を後々行使できる可能性があるのも、そもそもの任命は非政治的に行われる」のであり、「どちらにおいても、その発露の仕方にちがいはあれ、政治が影響を及ぼす」からだとする（同118頁、146頁）。しかしこの弁明は、研究対象国に対する礼節あるいはリップサービスでなければ、この研究者の限界を示すものであろう。仮に彼らが述べるように米国の裁判官の任命が政権党への忠誠心と党派的利害に基づいて政治的に行われるものだとしても（実際はそれほど単純ではないと思うが）、任命後に政治的介入をしえないシステムの方が独立性が高く、よりよいに決まっているからである。
- (10) Ramseyer, J. Mark and Eric B. Rasmusen, *Measuring Judicial Independence* (University of Chicago Press, 2003), Ch. 6. なお本書全体のレビューとし

て、佐藤岩夫「(書評) 日本の『司法の独立』を測定する——『逸話』から『実証』へ」法社会学62号〔2005年〕180頁～187頁参照。

- (11) 司法試験や司法研修所の成績も特に任官初期には大きな意味を持つことが知られているが、当然ながら非公開なのでデータとしては採用しえない。
- (12) ラムザイヤーらは本書3章～5章でこの問題を扱っている。
- (13) 2001年(平成13年)3月14日最高裁判所調査委員会報告書3頁～10頁。
- (14) 同事件の問題点については、土本武司「インクのしずく— vol. 23」捜査研究593号〔2001年〕78頁～81頁、同「インクのしずく— vol. 24」同594号〔2001年〕22頁～23頁、大出良知「福岡地検捜査情報漏えい事件の経過と問題点」月刊司法改革20号〔2001年〕42頁～45頁、井上裕之「取材現場からみた捜査情報漏えい問題の実相」同46頁～49頁、馬場健一「福岡捜査情報漏洩事件は司法の構造問題である」世界688号〔2001年〕30頁～33頁、「座談2 / 福岡事件が浮き彫りにしたもの 裁判官の独立と司法行政」日本裁判官ネットワーク『裁判官だってしゃべりたい!』〔日本評論社、2001年〕157頁～163頁、明賀英樹「裁判官人事制度の問題点と改革の方向性」阿部昌樹 = 馬場健一 = 斎藤浩編『司法改革の最前線』〔日本評論社、2002年〕164頁～168頁、172頁～175頁などを参照。
- (15) 令状却下率の近年の低下の原因を令状裁判官の資質の問題(「裁判官の官僚化」)に帰す議論がある。その正否はさておき、本質的問題はむしろこうした「環境の官僚化」にこそあるというべきではなからうか。参照、石松竹雄『刑事裁判の空洞化』〔勁草書房、1993年〕109頁～111頁。また浅見宣義「令状審査の活性化と公開化のために(上)(下)」判例時報1501号〔1994年〕22頁～35頁、1502号〔1994年〕3頁～11頁は、この問題についてのきわめて真摯かつ生産的な議論である。
- (16) 前掲注(13)報告書12頁～15頁、24頁～26頁。
- (17) 福岡高判2001年(平成13年)3月16日(分)第1号(判例集未登載)、「丸写し裁判」2001年3月17日朝日新聞朝刊(窓 論説委員室から)。

(ばば・けんいち)